

【知的財産権部からのお知らせ】

平素よりジェトロ北京センター知的財産権部の活動にご理解とご支援を賜り、ありがとうございます。

2007年も中国においては様々な知財関連の出来事がありました。特に年末には福田首相が訪中し、胡錦濤国家主席、温家宝首相と会談をいたしました。以下に昨年一年間における日中政府の活動をいくつか抜粋いたしました。

2008年も引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

第一 国際関係

◆第一回日中ハイレベル経済対話

4月12日、温家宝中国国務院総理が訪日した際、日中ハイレベル経済対話の立ち上げが宣言されました。これを受けて、12月1日、北京において第一回日中ハイレベル経済対話が開催されました。この日中ハイレベル経済対話ではプレスコミュニケが発表され、知的財産関連についても、(1)知的財産保護官民合同訪中団の継続的派遣及びこれに基づく協力の深化、(2)知財侵害関連情報の提供、中央行政機関の指導下における地方での知財交流と協力を推進する方策についての協議の継続などが盛り込まれました。

◆米国が中国をWTOに提訴

本年4月10日、米国は中国に対して、商標模倣品及び海賊版における刑事訴追基準などに関し、WTO紛争解決手続きに基づく二国間協議要請を行いました。

6月7～8日には、WTO紛争解決メカニズムに基づき正式な2国間協議を実施しましたが、不調に終わりました。米国は、8月13日、WTOに対して紛争処理小委員会（パネル）の設置要請を行うと発表し、8月31日及び9月25日にWTO紛争解決機関定例会合が開催され、議長よりパネルを設置する旨の発言がありました。

第二 法律・司法解釈

◆専利法改正案

国家知識産権局が専利法改正案を国務院法制弁公室に提出しました。条文は公表されておりませんが、主な改正の内容は以下の通りです。

- (1) 涉外特許代理機構を廃止し、全ての代理機構を涉外案件取扱い可能とする
- (2) 外国への特許出願を中国の代理機構に委任する規定を廃止する
- (3) 特許情報の伝達に対する行政部門の職責を高める
- (4) 国の支援による科学研究プロジェクトにおいて完成した発明創造の権利帰属を明確化
- (5) 共有権利行使に関する原則的な規定を追加
- (6) 中国において完成された発明を外国に出願する場合、必ず国務院の許可を取得しなくてはならないことを規定。且つ同規定に違反した場合の規定も明確化
- (7) 世界公知公用の採用
- (8) 発明が遺伝資源に依存する場合、明細書に遺伝資源のソースを開示しなくてはならない規定を追加

(9)「平面印刷物の図形、色彩またはその組み合わせについて成した標識としての役目を果たすための設計」(ボトルラベルやグラフィックパッケージ等)を意匠専利権付与の客体から除外

(10)意匠出願に関連意匠の一括提出を認める

(11)意匠評価書制度の設立

(12)「意匠権の保護範囲は、図面または写真に示された当該意匠製品に準じ、簡単な説明は図面または写真に示された当該意匠製品に対する解釈に使用できる」と定めるとともに、意匠出願書類には意匠に対する簡単な説明を含めなければならないと規定する

(13)意匠権者の許諾を得ずに意匠製品の販売承諾行為を行ってはいけないことを規定

(14)行政法執行の強化

(15)権利侵害の賠償額に関する規定の明確化

(16)提訴前の証拠保全に関する規定の追加

(17)専利権者は専利権が付与された日から三年間満了して正当な理由なしに専利を実施しないまたは十分に実施しない場合、強制許諾を与えることができることを明確化

(18)感染症の予防、治療と制御のため、及び公衆の利益のために、強制許諾を与えることができることを規定

(19)医薬生産能力が無いか不足している開発途上国及び後発開発途上国の当面する公衆健康問題の解決を支援するために、関連条件に合致したわが国の製薬企業に専利の強制許諾を与え、関連専利薬品の製造及びそのこれら国々への輸出を認める

(20)現有技術の抗弁と悪意による訴訟の制止の規定の追加

(21)訴訟時効に関する補足規定と権利失効に関する規定の追加

(22)専利分野における並行輸入の容認

(23)薬品もしくは医療器械の行政審査許可に必要な情報の取得と提供だけの目的での、定められた方式による専利の実施を容認 (Bolar 例外)

◆刑事訴追基準に関する新司法解釈の公布

4月5日、「知的財産権侵害による刑事事件の取り扱いにおいて具体的な法律適用の若干の問題に関する最高人民法院 最高人民検察院の解釈(2)」が公布され、同日施行されました。

本解釈による主な改正点は、著作権侵害時の刑事訴追の閾値が従来の1/2の個数に引き下げられたこと(合計数量が500枚以上で、刑法第217条の「その他の情状がひどい場合」に該当、合計数量が2500枚以上で「その他の特にひどい情状を有する」に該当)、及び、単位(会社や機構など)の場合にも、個人犯罪に相応する量刑基準に基づき罪状を決定するようになったことにあります。

第三 中国政府活動

◆工商総局が「傍名牌」の特別取り締まりキャンペーンを展開

8月21日、国家工商行政管理総局は、他社の知名商号又は商標を勝手に自社の商号として企業名登録申請を行い、且つ様々な手段で市場で使用し、市場の誤認や混同を引き起こす不正競争行為(「傍名牌」行為)を打撃する特別法執行行動を12月まで行うことを表明しました。

◆税関総署が知財保護キャンペーン「竜舟行動」展開

10月1日、税関総署は、国境における知的財産権保護の特別取り締まり活動「竜舟行

動」を全国でスタートしました。同活動は2008年3月31日まで続く予定であり、トータルな知財保護のほか、リスク分析技術、新型の税関検査設備を駆使し、人員配備やチェックの比率を高めることとされています。

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 中国郵政：知財権にかかわる郵便物へのチェック強化へ（中国郵政報 11月28日）
2. 知財取引の市場整備へ 6部門が指導意見を発表（発改委公式サイト 12月13日）
3. 「対外貿易促進弁法」意見募集中 海外への特許出願を奨励（国家知識産権局 12月9日）
4. 農業部：農薬の商品名称を廃止、共通名称に一本化へ（国家知識産権網 年12月20日）
5. 企業所得税、技術革新の促進へ優遇制度（国家知識産権網 12月16日）
6. 特許法実施細則改正 研究課題の報告会開催（国家知識産権局 2007年12月13日）

○中央政府の動き

1. 温総理、知財めぐり3つの立場主張 欧州の商工業界に向け（国家知識産権網 11月29日）
2. 商務部：米国関税法337条、調査対象件数の最多は中国（国際商報 11月22日）
3. 税関、北京五輪期間の知財保護プランを策定（税関総署ウェブサイト 11月15日）
4. 中日両政府、知財分野における官民合同ミッションを継続へ（中国新聞網 12月3日）
5. 中国・欧州の知財保護プロジェクト、第2期に突入（北京日報 11月27日）
6. 国家版權局 著作権監督管理認証のプラットフォーム構築へ（国家知識産権局 12月13日）
7. 発改委など12部門：中小企業の技術創造支援策を発表（チャイナネット 12月06日）
8. 李榮融：新たな1年は企業の知財戦略の制定・実施が重点（国家知識産権網 12月18日）
9. 中国、ソフトウェアの正規版化事業で成果を収めた（チャイナネット 12月11日）

○地方政府の動き

1. 北京等の四大都市「知的財産権連合会議制度協議書」締結へ（政府網 11月23日）
2. 広東省、知的財産権戦略綱要を発表（南方日報 12月6日）
3. 香港と韓国の税関、通報体制など協力強化へ（中国新聞網 11月29日）
4. 北京の警察、映画の不法オンライン配信を摘発（中国新聞網 11月28日）
5. 7省1自治区でカラオケ課金監視システムを試験導入（京華時報 12月5日）
6. 上海に知財権支援センター設立へ（人民網 12月13日）

○司法関連の動き

1. 米スタジオ大手5社、中国サイトなどを著作権侵害で提訴（中国新聞網 11月27日）
2. 双環汽車、また意匠権侵害で海外モーターショー出展中止へ（北京青年報 12月05日）
3. 仏ダノンと娃哈哈集団商標紛争 杭州仲裁裁決発表へ（新華社 12月14日）

4. 「馳名商標」称号の指定商品外使用、消費者が提訴（国家知識産権局 12月7日）

○統計関連

1. 広東省、全国初で特許出願件数 50 万件を突破（南方日報 11月27日）
2. 知財当局：中国、06年のPCT特許出願で世界第8位に（経済参考報 12月4日）
3. 特許、中小企業からの出願が全国の66%（北京日報 12月12日）
4. CNドメイン登録数、800万超に 多国籍企業も続々開設（京華時報 12月20日）

○その他知財関連

1. 中国のIGRS、3C統合分野で世界初の国際規格に（市場報 11月26日）
2. 北京外大 カシオと提携し電子辞書研究センター設立へ（人民網 12月7日）
3. WIPOのPCT国際会議が北京市で開催（国家知識産権局 12月03日）
4. 中米イノベーション大会が北京で開催（中国政府ネット 12月11日）
5. 中国初の合弁農業バイオテクノロジー研究開発センターが誕生（中国新聞社 12月13日）
6. 工業デザインめぐる国際フォーラム、深センで開催（国家知識産権局 12月7日）

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★1. 中国郵政：知財権にかかわる郵便物へのチェック強化へ★★★

中国郵政集団公司はこのほど、「知的財産権を侵害する物品の郵送段階における検査実施に関する通知」を出し、知財権にかかわる郵便物の扱いについて、具体的な指示を傳達した。

傳達は、集配部門に郵便物への検査を強化するよう要求。世界的な有名ブランドの衣料品、靴、帽子、バックなどが大量に郵送されているケースが見つかった場合、差出人に商標専有権の使用証明書の写し、または商品購入時の領収書を提示するよう求める。（中国郵政報 2007年11月28日）

★★★2. 知財取引の市場整備へ 6部門が指導意見を発表★★★

中国では近年、資産や技術の所有権を扱う取引所が急速に発展し、種類・取引額ともに年々増加している。特に、知的財産権の取引件数が大幅に増えている。

一方で、位置づけやサービスが不明瞭な取引所も一部存在し、▽取引形式の種類が少ない▽知財権の価値評価が困難▽産業化率が低い▽全体的なプランニングを欠く▽保護や監督が行き届かない▽取引機能が十分に発揮できていない——などの問題が指摘されている。

これら問題に対し、国家発展・改革委員会、財政部、科学技術部、国家工商行政管理総局、国家版權局、国家知識産権局は、知財取引市場の規範化や発展を促して多層的な市場システムを構築するため、一部の省・市を対象とする市場調査や研究を展開。調査・研究結果を基に「知的財産権取引市場の構築と整備にかかる指導意見」を共同で制定した。

「指導意見」は、國務院の方針や「国家中長期科学・技術発展計画綱要（2006—2020年）」、「個人経営・私営等の非公有制経済の発展への支援・誘導を奨励することに関する國務院の若干の意見」を踏まえた内容となっている。

全国各地の関係部門は、連携協力や調査研究を協力するとともに、実際の運営におけるノウハウのフィードバックや総括を進め、的を絞った対策措置を提案し、問題解決や知財取引の発展促進を図ることが求められている。(発改委公式サイト 2007年12月13日)

★★★3. 「対外貿易促進弁法」意見募集中 海外への特許出願を奨励★★★

商務部はこのほど、「対外貿易促進弁法」の草案を公開し、一般社会からの意見を募集している。同規定には、国内企業による国際商標登録や国際特許出願、独自ブランド確立などの奨励が盛り込まれている。

草案の内容は、貿易促進機関、市場開拓、情報・人材育成サービス、中小企業による貿易の促進など。うち第4章「市場開拓」の第24条には、輸出企業による積極的な国際商標の登録、国際特許の出願のほか、独自ブランドの確立や関連商品・サービスの輸出をサポートする内容が盛り込まれている。

草案によれば、商務部は対外貿易促進の役割を担い、貿易促進政策の制定を通して、貿易促進体系の構築や整備を図る。地方の商務当局は域内の貿易促進事業を担当し、貿易関連政策・法規の実施と推進により、域内の対外貿易を発展させる。商務部や地域の商務当局は、必要に応じて対外貿易促進に関する法規や政策の実行を担う機関を設置する。(国家知識産権局 2007年12月9日)

★★★4. 農業部：農薬の商品名称を廃止、共通名称に一本化へ★★★

農業部はこのほど、農薬の管理強化に関する6つの新規規定を打ち出し、農薬の名称、ラベル、商標の記載方式について定めた。新規規定により、農薬の製品名称は現在の1万6000件から1700件程度に減少する見通し。同種の農薬に多数の商品名称が存在するという現状の解消を目指した措置だ。

中国では通常、農薬には共通名称、商品名称、商標名の3つの名前がある。うち共通名称は1種の農薬につき1件だが、商品名称はメーカーごとに異なる。中には、700余りの商品名を持つ農薬もある。中国では農薬をめぐり▽商品数が多すぎる▽同種商品に多数の名称が存在する▽ラベル表示が規範化されていない——といった問題がある。農業部は今回の決定を通じ、共通名称（あるいは略称）以外の名称を廃止することで、問題解決を図りたい考えだ。

この6つの新規規定は、それぞれ農業部が「行政許可法」の枠組みの下で、現行の「農薬管理条例」、「農薬管理条例実施弁法」および「農薬登録の提出資料」に対して改正を行ったものと、農薬ラベルの管理、農薬名称と製品の含有量の管理について新規作成した規定である。12月8日、農業部は「農薬管理条例実施弁法」の改正案、「農薬登録資料の規定」、「農薬のラベルと説明書の管理方法」の3つ規定を農業部令で公布し、「農薬名称の登録許可の管理についての公告」を公布した。12月12日、農業部と国家発改委は共同で農薬名称の命名、農薬製品の有効な成分の含有量に関する2つの公告を公布した。(国家知識産権網 2007年12月20日)

★★★5. 企業所得税、技術革新の促進へ優遇制度★★★

國務院はこのほど、「企業所得税法实施条例」を公布した。同制度は、企業所得税法で定めた優遇制度の範囲や方法について、より詳細な規定を設けている。うち、技術革新の促進や知的財産に関する産業の保護についても、若干の具体的規定が盛り込まれている。たとえば、新品種の農作物（薬剤材料服務）の栽培による所得については、企業所得税が免除される。技術革新のために購入した固定資産の繰上げ償却規定もある。

自主開発製品を持つ企業を重点的に優遇するため、ハイテク企業の認定については、従来の製品別から分野別へ変更し、具体的な数値基準も設けた。

条例は、ライセンス使用料収入を「特許・実用新案・意匠やその他技術、商標権、著作権などのライセンス使用料による収入」と定義している。

実施条例は 2008 年 1 月 1 日から施行する。1991 年 6 月 30 日に国务院が発表した「中華人民共和国外国投資企業と外国企業所得税法の実施細則」と 1994 年 2 月 4 日に財政部の発表した「中華人民共和國企業所得稅臨時條例の実施細則」は同時に廃止する。(国家知識産権網 2007 年 12 月 16 日)

★★★6. 特許法実施細則改正 研究課題の報告会開催★★★

国家知識産権局条法司の主催による特許法実施細則改正研究課題の第 1 回報告会は 12 月 5 日～7 日、北京で開いた。各研究チームの責任者と研究者の参加のほか、研究課題によって、政府部門、司法機関、大学、科学研究機関、仲介サービス機構、企業よりの専門家、学者と特許実務者たちも招かれた。これらの専門家は各研究チーム代表と知識産権局の代表と特許法及びその実施細則の改正に関連する重要な問題について議論と交流を行った。

第 1 回目の報告会では▽意匠制度の整備▽拒絶査定不服審判と無効審判制度の整備と改善▽検索報告書制度の整備▽遺伝資源およびその由来の開示制度▽強制実施許諾制度の改善▽職務発明・創造の奨励と報酬制度——の 6 つの課題について討論した。報告会では、まず各研究チームの代表が研究成果（主に現行実施細則の問題点、その解決案と利害の分析、改正条項の提案とその理由など）について簡単に説明した。続いて、条法司尹新天司長の主催のもとで討論会が行われ、会議に出席する代表たちは研究チームの実施細則修正案に基づいて、自分の意見を述べ自分の修正案を提出した。十分に議論した結果、代表たちは多数の問題について意見が一致した。

第 2 回目の報告会は 2008 年 1 月 9 日～11 日に開催する予定。特許法実施細則の課題研究のプロジェクトは今年 2 月に正式にスタートし、今のところ 16 のテーマの研究作業がすでに終了し、すべての研究チームは 10 月末に期限どおりに研究報告書を提出した。(国家知識産権局 2007 年 12 月 13 日)

○中央政府の動き

★★★1. 温総理、知財めぐり 3 つの立場主張 欧州の商工業界に向け★★★

温家宝総理は 11 月 28 日、「第 4 回中国欧州商工業サミット」に出席し、演説した。温総理はこの中で、「中国政府の知的財産権問題に対する姿勢や立場は非常に明確だ」と述べ、知的保護に対する姿勢や立場をより明確に示すとともに、次の 3 点を強調した。

(1) 知財保護は中国の対外開放に必要なだけでなく、国内のイノベーションを奨励し、科学発展を促す上でも必要だ。

(2) 中国の知財保護は誠意あるもので、活動に大きな力を入れ、特に取り締まりと処罰を強化している。同時に、中国政府は知財保護に関する法律の広報活動を幅広く展開し、社会全体の保護意識向上を図っている。

(3) 中国・欧州の知財保護分野における対話交流メカニズムは完備され、双方の協力は好調だ。双方はこのほど、知財活動ワーキンググループの会談紀要を締結し、知財保護の第 2 期プロジェクトを始動した。双方の税関による了解覚書も締結され、知財保護をめぐる取り締まりを強化することになった。

温総理はさらに「欧州連合（EU）と共に努力し、知財所有者の合法的権利を保護していきたい」と述べた。（国家知識産権網 2007年11月29日）

★★★2. 商務部：米国関税法 337 条、調査対象件数の最多は中国★★★

米国は 2002 年以降、米関税法第 337 条（不正な貿易慣行の制限）違反の有無をめぐり、すでに中国を対象に 60 件の調査を行っており、中国は最も調査件数の多い国となっている。うち 60%以上は機械電気分野。今年 1～10 月の対中国調査件数も 14 件に上り、調査件数全体の 50%以上を占める。商務部輸出入公平貿易局の李玲局長が 11 月 21 日、北京で開かれた「米関税法第 337 条調査対応作業会議」で明らかにした。

米国は近年、中国に対する同法 337 条関連の調査を頻繁に行い、過去 3 年に対象となった案件の貿易総額は、13 億 5000 万ドルに上る。

李局長は「337 条調査への対応は、私たちにとって長期的かつ困難、巨大な任務になるだろう」と指摘した。各地の商務部門には、同問題を強く重視するよう要求。企業を主体とし、業界協会の協力や政府の指導より、337 条調査への対応体制を構築するよう求めた。特に、企業自身が主体としての意識を持ち、自身の知財戦略構築に努力する必要があるとした。（国際商報 2007年11月22日）

★★★3. 税関、北京五輪期間の知財保護プランを策定★★★

2008 年の北京五輪に向け、中国税関はすでに知的財産権保護のための活動プランを策定し、五輪期間中の知財保護活動に備えている。税関総署の責任者は「五輪での知財保護をしっかりと行うには、五輪のシンボルを保護するだけでなく、偽造品や海賊版商品の取り締まりを強めることがより重要になる」と述べた。

税関総署公告の形で発表された活動プランには、▽個人の携行品や郵送品の中に含まれる知財権侵害への対応▽五輪関連の輸出入貨物や個人所持品へのチェック強化▽国外からの観光客に対する税関の知財保護の PR——などが盛り込まれている。

税関はこのほか、法執行部門による五輪期間中の国内市場での取り締まり強化を提案している。（税関総署ウェブサイト 2007年11月15日）

★★★4. 中日両政府、知財分野における官民合同ミッションを継続へ★★★

中日両政府は 1 日、経済閣僚が一堂に会して貿易や投資などの課題を包括的に話し合う「中日ハイレベル経済対話」の初会合を北京で開いた。対話後のプレスコミュニケでは、日本から知的財産権分野の官民合同ミッションを継続派遣することで、双方が合意した。プレスコミュニケによれば、双方は現在を土台にさらなる協力強化を図る。内容は▽知的財産権に関する主要な法規プロセスでの協力を進め、知財分野の人材育成で引き続き協力する▽知財に関する取り締まり活動での協力強化、関連の犯罪情報の共有、中央行政機関の指導の下での地方の知的財産権交流・協力の推進についての協議継続▽東アジア植物新品種保護フォーラムへの積極参加により、植物新品種の保護制度について連携や強化を図る——などが含まれる。

「対話」は、4 月の温家宝総理の来日時に創設することで合意した。両国の複数の経済閣僚が一堂に会しての定期協議は初めてで、双方は今回のハイレベル経済対話を契機とし、引き続き両国の経済関係の発展を促し、戦略的互惠関係の構築を通じて、世界経済の持続的な発展に一層の貢献を果たしていくべきとの認識で一致した。

両国は中日ハイレベル経済対話が以上の目的を達成する有益な枠組であり、引き続きこの役割を発揮すべきと考え、第 2 回会合を 2008 年内に東京で開催することで一致した。（中

国新聞網 2007年12月3日)

★★★5. 中国・欧州の知財保護プロジェクト、第2期に突入★★★

中国と欧州連合(EU)による知的財産権保護プロジェクトの第2期が11月26日、正式にスタートした。始動式には中国商務部の于広洲副部長、EUのマンデルソン欧州委員(通商担当)が出席した。第2期となる今後4年間、中国はEUとの協力により、知財保護のための法整備や法執行の枠組みづくりを進める。

于副部長は、今年4月1日に中国が発表した「2007年中国知的財産権保護行動計画」について、ほとんどの作業がすでに終了したことを明らかにした。さらに「知財保護は世界各国が経済発展の中で直面する問題であり、中国政府は他国と同じく、同問題を回避しない」と述べた。

国家知的財産権保護工作組弁公室の統計によれば、「2007年行動計画」には10分野・276項目が盛り込まれ、前年より116項増えた。商標や著作権、特許、税関保護に関する法制度や手順のほか、海賊版取り締まり活動や展示会での知財保護活動などの特別活動14項目、日常的な法執行活動11項目などが含まれる。(北京日報 2007年11月27日)

★★★6. 国家版權局 著作権監督管理認証のプラットフォーム構築へ★★★

先日、国家版權局内で「著作権監督管理認証デジタルプラットフォーム構築調印式」が行われ、新聞出版総署と国家版權局による、著作権の管理・サービスが一体となるデジタルプラットフォームの構築プロジェクトをスタートさせた。

デジタルプラットフォームを構築することで、管理とサービスが一体となった新たな版權管理作業モデルを確立し、国家版權局と地方の著作権管理部門とがネットワークを通じて互いに連絡をとり合うことで、情報を共有し協力して業務を行うことを可能にする他、版權監督管理プラットフォームの社会管理および公共サービス機能も実現できる。

また、プラットフォームは著作権行政管理部門のインフォースメントのために著作権の監視、管理、保護に関する情報を提供し、各種の海賊版の行為を即時に制止し、法執行の効率を高めることを促進する。同時に、広大な著作権者と利用者のために著作権の政策、法規、貿易情報の提供などのサービスも予定している。

国家版權局は今年11月下旬に政府調達手続きを経て、版權監督管理認証デジタルプラットフォーム構築プロジェクトのシステムを北京恵点科技開発有限公司に発注することを決めた。プロジェクト開発期間は5カ月、2008年4月下旬にはオンラインによるテスト利用が可能となり、同年7月末に正式に導入・利用開始を予定している。(国家知識産權局 2007年12月13日)

★★★7. 国家発改委など12部門：中小企業の技術創造支援策を発表★★★

今後、中国の中小企業はもう研究開発のための資金投入に悩まなくて済む。先日、国家発展・改革委員会(発改委)、科技部、財政部、中国人民銀行などの12部門が共同で公文書を発表し、今後中小企業の新技術開発のための融資を支援していくことを確定し、全面的に中小企業の自主的開発創造能力を昇格させ、革新型国家作りにおける役割を十分に発揮させる方針だ。

発改委など12部門が共同で発表した「中小企業の新技術開発における支援に関する若干の政策」では、商業銀行は国家、省、自治区、直轄市の各類の新技術開発計画及びハイテク産業化のモデル工事計画に組み入れた中小企業の技術開発プロジェクトに対して、国家の産業政策と貸付けの原則によって、積極的に貸付けを提供すべきだと明らかにした。

金融機関や信用保証会社に対して、中小企業向けのサービスを充実するように促し、中小企業を財政面から支える方針を示した。

「政策」は、中小企業が国家重点計画のプロジェクトに投資する場合、投資総額の中の技術導入およびその設備の輸入に関する部分は、関税と輸入時の増徴税を免除すると規定した。その他、国家の関連部門によりハイテク中小企業と認定された場合、税収優遇対象として認める——などの規定もあった。(チャイナネット 2007年12月06日)

★★★8. 李栄融:新たな1年は企業の知財戦略の制定・実施が重点★★★

国務院国有資産監督管理委員会(国資委)の李栄融主任は先日、中央企業(中央政府直轄の国有企業)の責任者会議で、2008年の業務方向性として、中央企業の自主的な創造能力を高め、知財権の創造、管理、応用と保護を強化し、企業の知的財産権戦略の制定と実施を支援していくことを示した。

李栄融主任は、「2008年は中央企業の第2審査期間の2年目にあたり、今年に続く重要な1年となる。重点的かつ段階的に知的所有権の蓄積を進め、いくつかの自主知的所有権と自主ブランドを形成しなければならない。また、創造力ある第一線の人材の育成を重視し、モチベーションを高める有効な制度を作り、革新を生み出す環境づくりを一層進めていく必要がある」と述べた。(国家知識産権網 2007年12月18日)

★★★9. 中国、ソフトウェアの正規版化事業で成果を収めた★★★

北京で10日開かれた全国ソフトウェア正規版工作会議では、中国が近年実施してきたソフトウェアの正規版化事業は段階的な成果を上げたことが明らかになった。現時点で、1500社近い大手企業でのソフトウェア正規版化作業が完了し、1300社がソフトウェア正規版化改善リストに収められた。

紹介によると、海賊版の防止と知的財産権の保護のため、2006年4月に中国国家版權局は8部門と共同で「企業の正規版ソフトウェア使用の推進に関する実施制度」を制定した。また、2007年2月には、国家版權局、信息産業部など9の部門は「企業の正規版ソフトウェア使用を推進工作部聯席會議制度」を制定し、企業の正規版ソフトウェア使用の推進作業を強化した。

中国は2001年より政府部門のソフトウェア正規版化を開始したが、3年以内に中央、省、地方都市の政府部門のソフトウェア正規版化を完成させた。政府部門のソフトウェア正規版化事業は、社会全体の著作権保護意識を高めたのみならず、知的所有権を尊重する社会的雰囲気や養成したり、中国ソフトウェア企業の自信を鼓舞したりするなど、社会全体のソフトウェア正規版化に良好な条件を提供している。

今回の会議は国務院の許可のもとで、国家保護知識産権工作組が年頭に発表した「2007年中国知的財産権保護アクションプラン」の計画により開催した重要な会議である。(チャイナネット 2007年12月11日)

○地方政府の動き

★★★1. 北京等の四大都市「知的財産権連合会議制度協議書」締結へ★★★

2007年11月22日、北京市、天津市、上海市、重慶市の中国四つの直轄市の知識産権局は重慶市で初めての連合会議を開催し、「北京・天津・上海・重慶知的財産権連合会議制度協議書」を締結した。4市はそれぞれの優位性と特色を発揮しながら、共同で連携プラットフォームを構築し特許資源を共有することで、直面する知的財産権に関わる共通問

題の解決にともに取り組んでいく。

同「協議書」によると、4市は毎年、知的財産権提携連合会議を開催し、知的財産権業務の提携に関連した重要問題について協議を行う。

合意によると、4市の知識産権局は「開拓革新、資源共有、共同発展」の原則によって、以下——▽国家の知的財産権戦略の実施。▽資源共有の実現。4市の知的財産権のポータルサイト上に、各市の知財保護、特許出願などに関する優れた経験と方法を速やかに公表するコーナーを設ける予定。これらのサイトは自動車、バイオ、医薬品など4市の優勢な業界・分野の特許などのデータ資源の統合も行う。強力に知財情報のプラットフォームの建設を進め、共同で国内外の特許情報の研究と管理システム、オンラインで特許検索システムの研究と開発、特許文献情報の開発、情報の交換の実現を促進する。▽知的財産権のサービス体系の協力と交流を推進する。各地の特許代理事務所、特許技術取引センターなどの協力と交流、仲介機構の人員育成を促進する。▽知的財産権の人材育成。十分に各地の人材育成の優位を発揮して、人材育成の面で人材相互訪問制度を確立。各市の優秀な知財業務に携わる人材を定期的に各地の中核企業と重点開発区に派遣し、研修を行う▽知財の各法執行部門の間での意思疎通と協力の推進——の五つの面で交流と協力を強化する。
(政府網 2007年—w) 夕日 23日)

★★★2. 広東省、知的財産権戦略綱要を発表★★★

広東省政府新聞弁公室は12月5日午前、「広東省知的財産権戦略綱要（2007—2020年）」発表記者会見を開いた。広東省の「綱要」は今後、2020年までの長い期間にわたり、広東省の知財関連事業の指針的文書として適用され、国内で発表されている地方レベルの知財戦略綱要としては、最も長期的なプランであることが明らかにされた。「綱要」に盛り込まれた広東省の知的財産権戦略の具体的内容は以下の通り。

「綱要」は、▽企業による国内外の進んだ技術や特許の取得費用について、税収優遇政策を提供する▽一般融資及びベンチャー投資が、知的財産権の実施・産業化への投資を拡大するよう、指導・奨励・サポートする。創業資金融資の発展を奨励し、中小企業における重点知的財産権プロジェクトの実施と産業化を促進する▽省内の企業が独自の知的財産権を開発した重要な設備や製品に対し、政府の優先調達政策が取られる▽企業等に対しては、知的財産権を資本として株式を取得する制度や、従業員による株式保有やストックオプションの制度など、創造や発明を促すような新しい分配制度の導入を呼びかけている▽知的財産権による生産や運用状況を、国有系企業などにおける成績評価や査定、昇進審査などで重視するほか、政府からの特定拠出資金の配分も、独自の知財権を保有する企業に優先的に割り当てられる——としている。

また「綱要」では、知的財産権評価システムを推進していく方針が明確に示されている。知財権評価システムを推進し、金融機関による知財権担保の導入を奨励し、知財権エージェント機関を発展させることで、知財権の取引システムを構築し、その産業化を推進する。今後、▽知財権の資産価値を算出して、それを出資金として有限会社や株式会社を設立する場合▽行政部門が知財権の競売・譲渡・交換を実施する場合▽国有企業や事業単位が制度改革・合併・分割・清算・投資・譲渡などで知財権に関わる手続きを行う場合▽外国企業や国内企業、その他経済組織または個人に対して知財権の使用認可を行う場合——には、知的財産権の評価が必要となる。

知的財産権の保護の面では、「綱要」によると、広東省は知的財産権の侵害を防止するために、業界の自主規制・協力交流・普及・育成など各分野で業者協会が前向きな作用を十分に発揮するよう促し、各業界の知的財産権保護の普及に努め、省内各業界・地域の知

的財産権保護団体の設立を奨励し、強力な知的財産権保護ネットワークを構築していく方針という。(南方日報 2007年12月6日)

★★★3. 香港と韓国の税関、通報体制など協力強化へ★★★

香港税関と韓国税関は11月28日、税関協力の強化を盛り込んだ協定を締結した。

双方は即時通報体制の継続で合意。薬物やたばこの密輸、知的財産権の侵害行為といった国際犯罪について迅速な情報交換を行うほか、知財保護をめぐる協力や専門知識の交換を強化し、人材育成プログラムや相互訪問活動を実施する。香港税関の袁銘輝関長は、双方の協力関係に「非常に満足している」と表明。「香港と韓国の税関が設けた『即時通報メカニズム』はすでに十分な役割を果たしており、犯罪活動の効果的な取り締まりが行われている」と述べた。双方は以前、同メカニズムにより、たばこの大規模密輸案件2件(被害総額240万ドル)を摘発している。(中国新聞網 2007年11月29日)

★★★4. 北京の警察、映画の不法オンライン配信を摘発★★★

北京市の警察はこのほど、米国、韓国、中国の映画作品をインターネット上で不法配信する著作権侵害事件を摘発した。被害作品は782タイトル、被害総額は1600万元余りに達する。インターネットを利用した映画作品の不法配信が摘発されたのは、中国国内でも初めて。

北京の警察は昨年12月、北京市版權局と合同で捜査を開始し、河南省開封市の楊容疑者を「映画作品の複製発行による著作権侵害」の疑いで捜査していた。捜査結果によれば、同容疑者らが著作権所有者の許可なく海賊版の映画ディスクを購入。自らが経営するインターネット技術会社で、専用のコンピューターを使ってオンライン配信可能なファイル形式に書き換え、サーバーにアップロードして有料配信し、高額の利益を得ていた。被害作品は米国、韓国、中国などの映画作品782タイトルで、うち米国映画協会が著作権侵害を確認した作品は610タイトルに上る。韓国著作権委員会が認定したものは148タイトル、中国電影家協会が認定したものは15タイトル。(中国新聞網 2007年11月28日)

★★★5. 7省1自治区でカラオケ課金監視システムを試験導入★★★

文化部の制定した「カラオケ作品制作規範」が12月初頭、実施された。カラオケ作品の制作について文化部が定めた初の規定で、カラオケ施設による歌曲使用を技術的に規定している。このほか、課金機能を備えた監視システムの試験運用が国内7省・1自治区で始まった。

文化部文化市場発展センターの広報担当者によれば、同センターは現在7省1自治区(四川、河南、雲南、湖南、黒龍江、吉林、遼寧、新疆)に「全国カラオケコンテンツ管理サービスシステム」を構築中だ。政府の監視機能を担う一方、公共サービスの役割も果たし、歌曲の放送回数により課金する機能もあり、著作権に対するライセンス料の課金をサポートする。同システムは来年から、全国に導入される見通し。(京華時報 2007年12月5日)

★★★6. 上海に知財権支援センター設立へ★★★

上海市にまもなく「知的財産権支援センター」が設立される。企業の知財権トラブル解決を支援するのが狙い。上海市知識産権局の高副局長がこのほど明らかにした。

同センターが担う機能は主に▽一般の知財権トラブルの解決への支援▽投資を行う外資系企業向けに知財権に関するレファレンスサービスの提供▽重点業界や重点企業の知

財権トラブル解決への支援——の3点である。(人民網 2007年12月13日)

○司法関連の動き

★★★1. 米スタジオ大手5社、中国サイトなどを著作権侵害で提訴★★★

米国の映画スタジオ大手5社が、中国のウェブサイトおよびインターネットカフェを相手取り、製作した映画が不正ダウンロードされているとして訴訟を起こしたことが分かった。上海市第二中級人民法院（地裁）は今月29日に本事件に対して公開審理を行う。

原告団は20世紀フォックス(20th Century Fox)、ウォルト・ディズニー(Walt Disney)、パラマウント・ピクチャーズ(Paramount Pictures)、コロンビア・ピクチャーズ(Columbia Pictures)、ユニバーサル・スタジオ(Universal Studios)の5社。

原告側は北京捷報互動科技有限公司と上海のインターネットカフェを相手取り、9月28日に、製作した映画が不正ダウンロードされて著作権が侵害されたとして上海の裁判所に提訴し、侵害行為の即時停止、謝罪、悪影響除き、また320万元の賠償を求めている。

訴えによると、北京捷報は『パイレーツ・オブ・カリビアン／呪われた海賊たち(Pirates of the Caribbean: The Curse of the Black Pearl)』、『X-Men 2』、『ナイト ミュージアム(Night at the Museum)』など、計13作品を不正にダウンロードさせたとされる。

情報によると、北京捷報互動科技有限公司運営のJebooネット(<http://www.jeboo.com>)は現在中国の最大の正規版オンライン映画館で、正規版の映画とテレビ作品三万本以上集めている。同社は2004年に創建して、中国の最初のブロードバンドオンライン映画提供のプロバイダである。(中国新聞網 2007年11月27日)

★★★2. 中国産自動車、また意匠権侵害で海外モーターショー出展中止へ★★★

海外メディアによると、ドイツの大手自動車メーカーのダイムラー社はこのほど、スマート・フォー・ツーに酷似した中国製小型車・小貴族のイタリア・ポローニャモーターショーへの出展を中止させたという。小貴族がダイムラー社によって出展中止に追い込まれるのは今回で2回目。

ダイムラー社は、小貴族がスマート・フォー・ツーの外観デザインに関する知的財産権を侵害していると抗議。小貴族は中国の自動車メーカー・双環汽車有限公司(双環汽車)によって製造された。

ダイムラー社はイタリアの裁判所で勝訴し、小貴族の12月5日開幕のポローニャモーターショーへの出展は禁止となった。双環汽車の欧州の販売ディーラーであるMartin Motors社は「双環汽車はすでに今回の出展禁止命令に対して上訴しているが、この件がポローニャモーターショー開幕前に解決されるのを期待している」との声明を発表した。

ダイムラー社はドイツでも同様の禁止命令を勝ち取ったことがある。9月に行われたフランクフルトモーターショーで双環汽車のドイツの販売ディーラーChina Automobile Deutschland社による小貴族の出展を中止させた。このドイツの販売ディーラーは当時、同モーターショーへの小貴族出展を準備していたが、ダイムラー社の抗議を受け、やむを得ず小貴族の出展を取りやめた。これに代わって、双環汽車の別の車種GE0を出展したところ、GE0はBMW社のX5の外観デザインを模倣しているとして同社に提訴されたという。

情報によると、双環汽車の「小貴族」以外、もう一社の中国民営自動車メーカー長城汽車も自社製品の「精霊」(英文名称:Per-i)がフィアット社のパンダ(Panda)のモデルに酷似するため、イタリアでフィアット社により起訴された。(北京青年報 2007年12月05日)

★★★3. 仏ダノンと娃哈哈集団商標紛争 杭州仲裁裁決発表へ★★★

フランスのダノン (Danon) 社 (以下: ダノンと記す) と中国事業での合弁相手の杭州娃哈哈集団 (以下: ワハハと記す) との「娃哈哈」商標所有権にめぐる戦いが11日、ワハハの勝利の仲裁裁決が杭州市仲裁委員会 (Hangzhou Arbitration Commission) より出された。

杭州市仲裁委員会は裁決の中で、ワハハ集団と杭州娃哈哈食品有限公司 (ダノンとワハハの合弁会社) が1996年2月29日に締結した「商標譲渡契約」は、1999年12月6日よりすでに停止したと判断し、ワハハ集団に直ちに「商標譲渡契約」を履行し「娃哈哈」商標の譲渡手続きを行うように求めた合弁会社の仲裁請求を断った。情報によると、杭州仲裁庭はこうした判断をしたのは、合弁会社がワハハに商標譲渡の契約義務を引き続き履行すると要求したことは訴訟時効の期限を過ぎたと認定したからだ。

ワハハ集団がこうした裁決に「歓迎」の意を表したに対して、ダノン側は「非常に驚いた」と、この裁決に対して訴訟提起すると表明した。

ダノンとワハハの関係は1996年に始まる。この年にワハハ、ダノンに加え香港の百富勤社の3社によって合弁会社を5社設立した。当初ワハハの持ち株比率は49%、ダノンと百富勤は合わせて51%。その後百富勤社がダノンに持ち株を全て売却したためダノンの持ち株比率は51%の過半数となった。当時、ダノンの「娃哈哈商標権を合弁会社に譲渡するように」という要求が果たせなかったため、双方は商標使用契約書を締結した。

そこで、2006年末にダノンは、ワハハが契約に違反して商標を使用しているとして、ダノンと資本関係のない合弁会社をワハハが買収して、ダノンが51%の持ち株を保有するようにとの要求をした。ここにダノンとワハハとの間で、「娃哈哈」商標をめぐる激しい争いが生じた。ダノンは、「娃哈哈」という商標は、ダノンとワハハとの合弁会社に帰属するものであり、これを娃哈哈集団の他の企業が勝手に使用する権利はないと主張する。これに対してワハハは、中国側が一貫して「娃哈哈」の商標の所有者であると堅持。

今年4月より、双方の商標所有権及び非合弁会社の持ち株譲渡問題にめぐる抗争がエスカレートしている。

情報によると、フランスのサルコジ (Nicolas Sarkozy) 大統領が11月末に訪中する際に、胡錦濤国家主席と両社の問題について話し合いを持った結果、問題解決に向けて平和的に語り合う機運が大いに盛り上がった。商務部の調停のもとで、ワハハはダノンと北京で再度の交渉を展開した。交渉のため北京へ出発する前日に、ワハハの宗慶後董事長は新華社記者の取材を受けて、「話し合いが出来るかどうかはダノン次第だ。話し合いの前提条件は二つ、一つは訴訟を取り下げること、もう一つはダノン側の謝罪」と表明した。ワハハは39の合弁会社の持ち株を譲渡することに同意したが、依然として非合弁会社の持ち株を譲渡しないと堅持。ダノン側は明確に「娃哈哈」に対する商標所有権を主張し、そして非合弁会社の半数以上の持ち株を求める。双方の交渉は結局再び不調に終わったという。(新華社 2007年12月14日)

★★★4. 「馳名商標」称号の指定商品外使用、消費者が提訴★★★

「馳名商標 (有名ブランド)」の認定を得た企業が、認定外の商品に「馳名商標」のロゴをつけて販売したことをめぐり、消費者がこのほど販売店とメーカーを提訴した。

原告の蔣さんは、「馳名商標」のロゴのついた財布を購入したが、メーカーが「馳名商標」の認定を受けたのは別の商品類であり、財布は対象外だった。このため、蔣さんは販売店の北京君太太平洋百貨公司与福建●牌集团有限公司を北京市西城区人民法院に提訴。

購入代金の返還と同額の賠償金合わせて 810 元の支払いと、訴訟費用の負担を求めている。

蔣さんは今年 4 月 25 日、北京君太太平洋百貨有限公司で牛革の財布を購入。商品の包装やタグにはいずれも「中国馳名商標」の字があった。後に「中国馳名商標」の公式ウェブサイト調べたところ、メーカーである福建●牌集团有限公司が「馳名商標」の認定を受けたのは衣料品（第 25 類）だった。一方、財布は第 18 類に分類される。「商標法」では、「馳名商標」の称号を、無断でその他の商品類に使用することは禁止されている。（●は「染」の「九」を「七」に換えた字）（国家知識産権局 2007 年 12 月 7 日）

○統計関連

★★★1. 広東省、全国初で専利出願件数 50 万件を突破★★★

広東省知識産権局が 26 日に発表した情報によると、10 月末までに同省が出願した専利（特許、実用新案、意匠を含む）件数は累計で 51 万 602 件に達し、50 万件を突破した初めての省となった。中国全体に占める割合は 16%。

同 50 万件余りのうち、25 万件目までは 19 年 9 カ月間がかかったが、25 万件目から 50 万件目までは 3 年 1 カ月間で達成した。出願件数の増加と同時に、品質も大幅に向上されている。最初の 25 万件のうち、発明特許が占める割合は 10.67%に過ぎなかったが、25 万件目から 50 万件目は同割合が倍増の 21.94%に上昇した。

広東省の 100 万人当り発明特許出願件数は 232 件で、中国の平均レベルをはるかに上回ると同時に、カナダやフランスなどを上回り、英国、ドイツに近づいているという。（南方日報 2007 年 11 月 27 日）

★★★2. 知財当局：中国、06 年の PCT 特許出願で世界第 8 位に★★★

国家知識産権局の田力普局長は 12 月 3 日、北京で行われた世界知的所有権機関（WIPO）の「特許協力条約」（PCT）をめぐる国際会議に出席した際、PCT に基づいて中国から昨年出願された国際特許の件数は、世界第 8 位だったことを明かした。国家知識産権局の賀化副局長は同会議で、「ここ数年来、中国が PCT を踏まえて提出した国際特許出願件数が年を追って増加しており、中国は PCT をめぐる世界的連携の重要な構成メンバーになったといえる」と発言した。今年初頭から 11 月末まで、国家知識産権局で受理された国際特許出願の件数はすでに 4572 件に達しているという。

PCT は特許分野の重要な国際条約の一つで、PCT を踏まえて提出された特許出願は「PCT 出願」と呼ばれる。中国は 1994 年に同条約に調印。以降、中国の出願人は中国語で記入した PCT 出願を中国国内で提出し、出願書類の中で特許の保護を求める国を指定しさえすれば、対象国での特許出願が完了したことになる。

PCT を通じて出願される国際特許は、中国企業にとっては世界進出への一歩となる。2003 年から 2006 年にかけて、中国の国際特許出願の件数は急激に増え、94 年に 103 件だった中国の PCT 出願件数は、06 年は 3910 件に増えて、伸び率では 4 年連続で世界 1 位となった。06 年は発展途上国の出願件数全体の 32%を占め、発展途上国の中では第 2 位の件数。企業別に見ると、華為技術有限公司の国際特許出願の件数は世界第 13 位で、発展途上国ではトップだ。

これと同時に、中国を対象国とする PCT 出願も年を追って増加している。05 年の対中出願件数は 4 万 133 件で米国を抜き、1 位の欧州、2 位の日本に次ぐ世界 3 位になった。（経済参考報 2007 年 12 月 4 日）

★★★3. 特許、中小企業からの出願が全国の66%★★★

昨年末現在、工商行政管理当局に登録された中小企業は、すでに430万社を超えている。中小企業からの発明特許出願は全国の66%、新製品の開発件数は全国の82%を占めており、中国の革新型国家作り戦略の新たな担い手となりつつある。このほど開かれた第1回中国中小企業祭で明らかになった。

中小企業の従業員は都市部就業人口の75%を超えており、農村部から都市部へ移転した労働力の75%以上に雇用を提供している。都市部・農村部の雇用問題を解決する上でも、中小企業は最も重要な働きを担うようになっている。(北京日報 2007年12月12日)

★★★4. CNドメイン登録数、800万超に 多国籍企業も続々開設★★★

CNドメインの登録数は、最新統計の今年11月時点で800万件を超え、国別ドメインでは2番目となった。ドメイン名勢力図を変えるほどの影響をもたらしたことで、中国のアドレスソースに世界の注目が集まっている。

今年は多国籍企業の多くが現地化の一環としてCNドメインを登録し、中国市場を固めに入った。国内の有名企業も中国のトレードマークとしてCNドメインを使い、海外進出戦略を展開している。最近ではグーグル(Google)も、資金を再投入してCNドメインのサイトを開設、ユーザーに便宜を提供した。

統計によると、中国の省級政府機関の97%、国家「211プロジェクト」の対象となっている重点大学の80%、また多くの国内上位500社、大手銀行、多国籍企業がCNドメインのサイトを開設している。(京華時報 2007年12月20日)

○その他知財関連

★★★1. 中国のIGRS、3C統合分野で世界初の国際規格に★★★

国際標準化機構・国際電気標準会議の合同技術委員会(ISO/IEC)本部はこのほど、中国のデジタル家電情報リソース共有規格である「IGRS(閃聯)」を、3C統合(コンピューター、通信、家電の統合)分野における初の国際規格に認定した。IGRSの申請は難航していたが、積極交渉を経て米国、日本、韓国、フランス、イギリスなどのIT大国の支持を受け、最新の最終委員会草案(FCD)国際投票で承認にこぎ着けた。IGRS陣営にとっては、国際化戦略に向けた大きな一歩となる。

IGRS(閃聯)は、联想(Lenovo)、TCLなど国内電子情報の大型企業が2003年に共同で設立したもので、中国の自主知的財産権における3C統合企画の制定・推進を中心に行っている。

関連部門の予測では、IGRS規格に対応した製品の販売量は、07年末に500万台を突破する見通し。IGRS規格の国際規格認定で、中国は世界の3C統合分野に貢献したことになり、3C市場は本格的な発展期に突入しそうだ。(市場報 2007年11月26日)

★★★2. 北京外大 カシオと提携し電子辞書研究センター設立へ★★★

北京外国語大学にこのほど、研究期間10年と投資総額100万円を予定する電子辞書研究センターが設立された。同大学のカク平・学長は「センターの設立は、中国の外国語基礎教育のデジタル化をいっそう推進することになるだろう」と語る。

同大学は5日、外国語教育へのデジタル技術応用研究を推進するため、電子辞書で有名な日本の精密機器メーカーのカシオと協定を結んだ。カシオは今後、同センターに対する研究費の提供や、電子辞書を研究テーマとした論文に対する出資による奨励などを行う。

またカシオは、同大学と共同で大学内に英語とフランス語、日本語の特別クラスを設け、クラス人数に応じて電子辞書を提供し、研究材料としていく方針だ。(人民網 2007年12月7日)

★★★3. WIPOのPCT国際会議が北京市で開幕★★★

世界知的所有権機関(WIPO)と中国国家知識産権局(SIPO)が共同で主催する「世界知的所有権機関『特許協力条約(PCT)』国際会議」が3日、北京市で開幕した。WIPOよりはPCTを担当するフランシス・ガリー(Mr. Francis Gurry)事務局次長、国家知識産権局よりは田力普局長のほか、同会議はモンゴル、北朝鮮、フィリピン、マレーシア、インドネシア、韓国、スリランカ、ベトナム、バーレーン、チュニジア、タンザニア、カメルーン、モザンビークなどの国の代表が参加している。

今回の会議はPCTシステムの最新発展動向の理解を促進し、PCTシステムの利用経験の共有と交流とその将来的な発展方向の見通し、PCT制度の中国での応用をさらに促進させることを主旨としている。

企業はPCT制度の最も直接的なユーザーであるため、今回の会議では▽PCT制度に対するユーザー側の要求、▽企業がPCT制度利用の経験など——産業界関心の高い議題が多数設けられている。華為(Huawei)、IBM、P&G、中興、Lenovo 聯想(レノボ)、復旦大学、中国科学院など、多数のユーザー側代表が演説し、上述議題について出席者らと意見交流を行った。今回の会議は各国代表の交流と理解促進に有効なプラットフォームを提供することができ、この国際特許出願制度—PCTTが将来いっそう健全で、調和の取れた方向へ成育することに重要且つ積極的な影響を生じた。(国家知識産権局 2007年12月03日)

★★★4. 中米イノベーション大会が北京で開催★★★

中国国家科技部、国家発展・改革委員会、商務部、及び米商務省、米國務省の主催する「中米イノベーション大会」が10日、北京で開催された。両国の政府・実業界・学界の代表250人が出席し、世界的なイノベーションと競争を後押しする環境を整備するために政府が講じるべき政策、イノベーション型社会を構築し、イノベーション型企業を発展させる方法などについて意見を交換した。

科技部の李学勇副部長は開幕式で「中国は平等互惠・成果共有・知的財産権保護・国際慣例尊重の原則に基づき、米国を含む世界各国との協力をより積極的に展開していく」と表明した。

グティエレス米商務長官は発言の中で、技術革新を世界に開放し、世界のイノベーション型企業の投資を歓迎するとの約束を再確認するとともに、政府がイノベーションを促進し、知的財産権を保護し、市場競争を確保する政策を実施することの重要性を強調した。

中米イノベーション大会は、中米戦略経済対話の枠組で両国政府が行った重要な後続活動とされる。(中国政府ネット 2007年12月11日)

★★★5. 中国初の合弁農業バイオテクノロジー研究開発センターが誕生★★★

北京大学と米デュポン社の子会社・先鋒海外公司(パイオニア・ハイブレッッド・インターナショナル)はこのほど、共同で農業バイオテクノロジー研究開発センター——北京凱拓迪恩生物技術研究センターを設立した。これは中国初めての外国との合弁による農業バイオテクノロジーに関する研究開発センターで、中国の先端農業バイオテクノロジーの基礎研究開発において重要な役割を果たすことが期待されている。

7 日に行われた研究開発センターの創立式典では、北京大学学長の許智宏先生は、「この合弁企業を設立することにより、中国ないし全世界の農民たちの幸せのために、われわれは世界レベルな研究を行い努力していく所存である」と表明した。

「凱拓迪恩」は北京未名凱拓農業生物技術有限公司とデュポン社の子会社・先鋒海外会社が共同に設立したもので、北京大学とその傘下の北京大学未名生物工程集団有限公司は「未名凱拓」という株主の身分で新しい合弁企業の中で重要な作用を発揮していく。

研究開発センターは、農作物(トウモロコシ、水稲、野菜など)の優良品質機能の遺伝子関連の研究に力を尽くしていく予定。研究開発のアウトソーシングプロジェクトの請負、研究成果の譲渡、特許技術のライセンスなどは主な営利方式である。

北京未名凱拓農業生物技術有限公司は 2000 年、北京北大未名生物工程公司、北京大学、中国農業科学院生物技術研究所、中国科学院遺伝育成生物学研究所、北京農林科学院が共同で設立した。これまで農芸性状遺伝子の発見とその応用に関連するバイオテクノロジーの研究に従事してきた。現在、世界で最も規模の大きい水稲の遺伝子突然変異にめぐるデータベースを持ち、遺伝子組み換え技術のプラットフォームを構築した。

「未名凱拓」が水稲の機能遺伝子の研究領域で優勢を持ち、「先鋒海外」は豊富な基礎研究、作物育種、製品開発と販売な経験を持つため、業界ではその結合を評価し、農業バイオ技術の研究開発と利用を加速することが期待されている。(中国新聞社 2007 年 12 月 13 日)

★★★6. 工業デザインめぐる国際フォーラム、深センで開幕★★★

「2007 年中国国際工業デザインハイレベルフォーラム・第 12 回全国工業デザイン学術大会」が 12 月 7 日午前、深センで開幕した。会期は 3 日間。フォーラムのテーマは「中国製造(メイドインチャイナ)から中国創造へ——創造・発展・ウィンウィン」。

フォーラムでは、国内外の工業デザイン専門家が集まり、中国や世界における工業デザインの発展について、戦略を話し合う。フォーラムは国家知識産権局外観設計審査部(意匠審査担当)、中国機械工程学会工業デザイン分会、深セン市文化産業発展事務室、宝安区政府による共催。会期中は今回のテーマをめぐるハイレベルフォーラムのほか、第 5 回中国工業デザインコンペ、デザイン業界と企業界の要人対話、中国知識産権保護フォーラムなどが開かれる。(国家知識産権局 2007 年 12 月 7 日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公樓 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下

にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved